

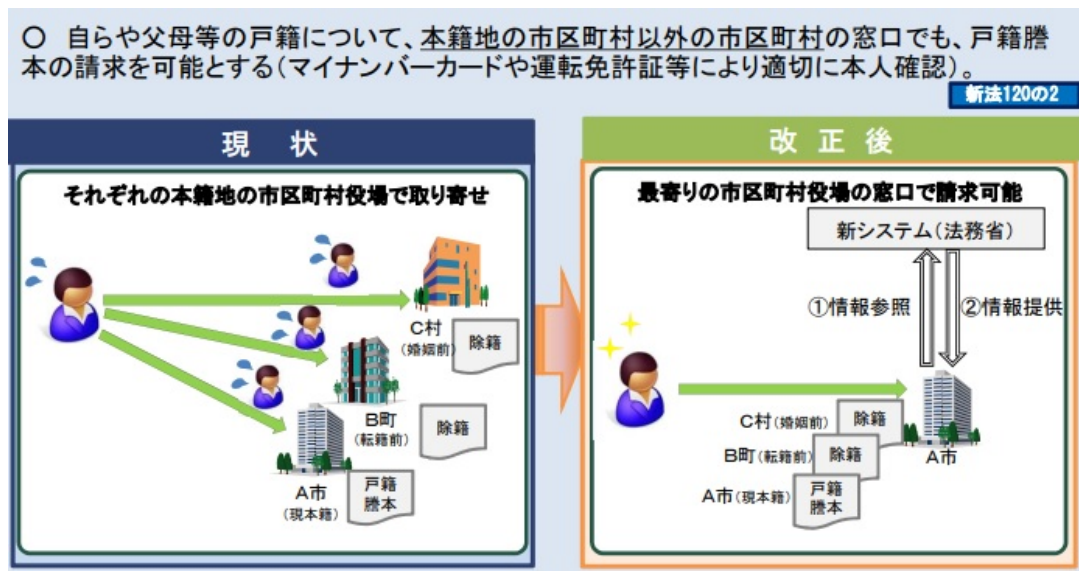
戸籍証明書等の広域交付制度について

市民法務部

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、戸籍証明書等が本籍地以外の各市区町村でも請求することができるようになりました。そこで、今回は、制度の概要についてまとめました。

- 制度の概要

相続手続きや金融機関の手続き等で戸籍証明書等の提出が必要ですが、戸籍証明書等は本籍地の各市区町村の窓口で請求するか、郵送で請求しなければなりません。本籍地が遠方である場合や転籍を繰り返しているような場合には、戸籍証明書等の取り寄せに数週間かかることもあり、かなりの手間と時間がかかり手続きに遅れがでるなどの問題がありました。今回の改正により、本籍地以外の各市区町村でも戸籍証明書等を取得することが可能になり、取得に関わる時間や費用が大幅に短縮されるようになりました。



- 請求できる者

広域交付制度を活用して戸籍証明書等を請求できる者は以下のとおりです。

- ・ 本人、配偶者
- ・ 直系尊属（父母、祖父母等）
- ・ 直系尊属（子、孫等）

注意点としては、兄弟姉妹は請求することができませんし、委任状があったとしても代理人が請求することはできません。したがって、資格者代理人であったとしても請求することはできません。請求できる者が、各市区町村の窓口で請求する方法しかなく、郵送による請求もできません。

- 請求できる戸籍証明書等

すべての戸籍証明書等が取得できるわけではなく、戸籍謄本・除籍謄本が対象となります。戸籍抄本（一部事項証明書、個人事項証明書）は広域交付制度で請求することはできません。また、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍謄本も対象外となっています。

この制度を活用することで戸籍の収集が簡単になることは間違いありません。しかし、戸籍を集めて相続人を確定させることは、相続手続きのスタートでしかなく、そのあとには、財産調査や遺産分割協議など専門的な知識が必要になることが多いです。相続手続きでお困りの際はお近くの行政書士までご相談くださいませ。